

京都市環境影響評価等に関する条例に係る手続の実施状況
及び今後のスケジュールについて

地域リハビリテーション推進センター，こころの健康増進センター及び
児童福祉センターの施設一体化整備事業（第2類事業[※]）

- ※・建築基準法第2条第1号に規定する建築物の新築の事業
・建築物の延べ面積が2,000㎡以上であり，かつ，本市が実施し，又は本市が所有する土地
において実施されるものに限る。

平成30年3月28日	事業者から配慮書案の提出 (環境影響評価手続の開始)
4月3日	・公告 ・縦覧開始（環境管理課窓口及び事業者ホームページ） ・市民意見募集の開始
5月2日	・縦覧終了 ・市民意見募集の終了（意見無し）
5月9日 (本日)	京都市環境影響評価審査会の開催（諮問及び審議）
6月下旬 (予定)	京都市環境影響評価審査会の開催（審議及び答申）
7月上旬 (予定)	・答申を基に市長意見を作成し，文書にて事業者へ送付 ・公告 ・縦覧開始（環境管理課窓口）
7月中旬 (予定)	事業者から配慮書の提出
	・公告 ・縦覧開始（環境管理課窓口及び事業者ホームページ） (環境影響評価手続の終了)

